

### 宮城県環境基本計画とは

- ◆本県の良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに施策の大綱を定める
- ◆環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与える
- ◆「宮城の将来ビジョン」の環境分野の個別計画という位置づけ

### 現行計画での現状と課題

- ◆自然環境、大気・水環境をはじめとした生活環境の分野では、概ね良好に維持・保全されつつある。
- ◆「温室効果ガス排出量」や「廃棄物の排出量」などの指標では、東日本大震災の影響が未だ色濃く残っている。

### 見直しの背景

- ◆「震災復興計画」以後の県民生活や社会経済活動の状況を踏まえた環境政策の計画的な推進が必要。
- ◆「SDGs」や「パリ協定」採択後の国内外の動きに的確に対応することが必要。
- ◆計画の策定・周知を通じて、県民の主体的かつ具体的な環境配慮を促すことが必要。

### 見直しの考え方

- ◆「震災復興計画」以降の環境政策のあり方及び計画的推進
- ◆SDGsや地方創生の取組を通じた、環境・経済・社会の統合的向上の実現
- ◆国の第五次環境基本計画に盛り込まれた「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた、環境の将来像、施策展開のコンセプト、目標設定等の整理
- ◆環境課題の複雑化・多様化に対応するための、政策分野横断的かつ総合的な視点と検討
- ◆県民・事業者の主体的な環境配慮行動の実践を促すためのメッセージやヒントを、具体的かつ分かりやすく伝える工夫

### 検討事項

- ◆環境の将来像
- ◆計画期間
- ◆目標指標
- ◆進行管理手法
- ◆目標達成のための基本的方向性
- ◆将来像実現のための政策・取組 など

関連計画（「宮城県総合計画」、環境分野の個別計画等）との整合



◆現行計画に基づく政策・施策の進捗状況・点検評価、県民・事業者意識調査

### 宮城県の環境の将来像

- 豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土
- 持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会

### 計画期間

令和3年度から  
令和12年度まで（10年間）

### 施策設定の視点

- ・「震災復興計画」以降の社会・経済の状況を踏まえた新しい宮城の環境の創造
- ・SDGsや「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた、環境・経済・社会の統合的向上

### 将来像を実現するための政策

#### 政策1

#### 脱炭素社会の構築

- ・暮らし、地域、産業における脱炭素化の推進
- ・地球温暖化の影響による被害の回避対策の推進
- ・地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入・利活用やエコタウン形成の促進
- ・水素社会構築に向けた取組促進

#### 政策2

#### 循環型社会の形成

- ・すべての主体の行動の促進
- ・循環型社会を支える基盤の充実
- ・循環資源の3R、プラスチック資源の3R+Renewable(持続可能な資源)の推進
- ・廃棄物の適正処理

#### 政策3

#### 自然共生社会の形成

- ・健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成
- ・生物多様性の保全及び自然環境の再生
- ・豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり
- ・やすらぎや潤いのある生活空間の創造

#### 政策4

#### 安全で良好な生活環境の確保

- ・大気環境の保全
- ・水環境の保全
- ・土壌環境及び地盤環境の保全
- ・地域における静穏な環境の保全
- ・化学物質による環境リスクの低減
- ・環境中の放射線・放射能の監視・測定、知識の普及啓発

新たな事業として考えられる取組

- ・脱炭素型ビジネスモデルの推進
- ・気候変動の影響への適応
- ・バイオマス資源の利活用推進

- ・プラスチック問題への対応
- ・食品ロス削減への対応
- ・地域活性化のための廃棄物エネルギーの利活用
- ・廃棄物処理へのAI技術の活用

- ・自然資源、観光資源の活用
- ・都市と農山漁村の相互貢献

- ・気候変動の影響による水災害への適応を含めた水循環保全

### すべての基盤となる施策

- ・すべての主体（県民、事業者、民間団体、教育・研究機関、市町村、県）の環境配慮行動の促進
- ・都市と農山漁村の連携
- ・環境の保全・活用に関する協定の締結
- ・開発行為における環境配慮
- ・規制的措施
- ・公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策

### 県民・事業者・市町村等の役割

- ・各主体相互のパートナーシップによる連携・協働の推進
- ・各主体（県民、事業者、民間団体、教育・研究機関、市町村、県）それぞれの自主的・積極的な取組促進

### 計画の着実な推進

- ・計画の進捗をよりの確に示す管理指標を設定し、年度ごとに点検・評価
- ・環境管理組織による計画推進と進捗状況報告、県民への公表
- ・必要に応じた中間見直し